

水戸市長 宛

移住支援金交付申請書

わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業の実施要領に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金 の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の 者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

別紙2「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」 に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙3「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い」 に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、水戸市に居住し、 かつ就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役 などの経営を担う者との関係	A. 3親等以 内の親族に該 当しない	B. 3親等以内 の親族に該当す る
（テレワークの場合のみ記載） 水戸市への移住の意思について	A. 自己の意 思である	B. 所属から の命令である
過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金 を受給していない（ただし、移住支援金を全額返還した場合や 過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、 18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く）	A. 該当する	B. 該当しない
移住支援金の返還要件に該当する場合は、 直ちに水戸市へ報告し、返還手続きをする	A. 誓約する	B. 誓約しない

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
所在地	〒
勤務先へ行く頻度	行くことはない / 週・月・年 回程度 / その他 () ※原則、恒常的に通勤しないこと。
テレワーク 実施日数	転入日 (年 月 日) ~ 申請日までの勤務日数 (日) 勤務日数のうち、テレワーク実施日数 (日) 勤務日数のうち、通勤又は出張日数 (日)
住宅取得	新築 ・ 購入 (名義人) 申請者 ・ 同一世帯員 登記済 ・ 未登記 (理由) 登記完了予定日

7 (関係人口【支給対象者の要件 A】による移住者のみ記載) 関係人口の種類
 (【支給対象者の要件 A】の該当する欄に○を付けてください)

関係人口の種類【支給対象者の要件】	該当する
地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた企業において、計画期間中に認定を受けた事業所に新規で雇用された	
本社機能移転強化促進補助の認定を受けた企業において、認定後3年以内に、認定を受けた事業所(うち本社機能に係る部門)に新規で雇用された	
次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助、グローバル企業のフラッグシップ(主力)拠点誘致促進補助の認定を受けた企業において、認定後3年以内に、認定を受けた事業所に新規で雇用された	

8 (関係人口【支給対象者の要件 B】による移住者のみ記載) 関係人口の種類
 (【支給対象者の要件】及び【地域の担い手確保の要件】それぞれの該当する欄に○を付け、必要事項を記載してください)

関係人口の種類【支給対象者の要件】	該当する
茨城県が実施した関係人口創出事業への参加(※)	
水戸市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けた等(※)	
水戸市又はいばらき県央地域移住・定住促進協議会が実施する宿泊を伴う移住体験事業への参加等(※)	
水戸市に1年以上、居住歴がある	
転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している	
申請日の属する年度の前年度までの直近3年間で水戸市へのふるさと納税の寄付実績がある	

(※)の場合

事業に参加等をした年	年
事業に参加等をしたときの氏名 (氏名の変更があった場合)	

関係人口の種類【地域の担い手確保の要件】	該当する
県内の農林水産業(専業に限る)へ就業、または承継した	
市町村等において「認定新規就農者」の認定を受けている	
市町村等において「認定農業者」の認定を受けている	

管理コード(茨城県及び水戸市使用欄)	
--------------------	--

(別紙2)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び水戸市から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、水戸市に対して返還の請求をしないことを求める場合は、以下の場合に該当することになった日から起算して3月を経過する日までに、事情説明書（水戸市移住支援金交付要領様式第6号）を水戸市に提出します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に水戸市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に水戸市以外の市区町村に転出した場合：半額

(移住先で就業を要件とした場合のみ)

(5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

3 移住支援金の支給を受けた後に実施される水戸市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはありませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

(別紙3)

茨城県移住支援事業及び地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び水戸市は、茨城県移住支援事業及び茨城県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び水戸市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業及び茨城県地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。